

## 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業費 国庫補助要項

平成25年5月15日  
文化庁長官決定

### 1. 趣旨

この要項は、文化遺産地域活性化推進事業実施要項（平成25年5月15日文化庁長官決定）により策定される計画に基づき、地域の特性を活かした、史跡、名勝、天然記念物（以下「史跡等」という）及び埋蔵文化財の総合的な公開活用を推進するために必要な経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、史跡等の所有者又は文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第113条若しくは法第172条の規定により史跡等の管理を行うべきものとして指定された管理団体及び地方公共団体その他の法人とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために行う次に掲げる事業とする。ただし、（1）ア～オの事業を行おうとする場合には、（1）（3）に掲げるもののうち6つ以上を選択するものとする。

#### （1）史跡等の総合的な公開活用のための整備に係る事業

- ア 史跡等の全体像を認識できるような復元的整備（生態系の復元的整備を含む）
- イ 史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元
- ウ 史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置
- エ 史跡等の野外観察等のための施設の設置
- オ 史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置
- カ ア～オで設置した施設等の改修
- キ 史跡等における便益施設（休憩施設・便所等）の設置・改修、管理運営施設の設置・改修
- ク 史跡等の公開活用上必要と認められる遺構等の調査、環境整備
- ケ 史跡等の公開活用上必要と認められる重要な構成要素をなす建造物等についての耐震診断及び耐震対策等
- コ 史跡等の公開活用上必要と認められる重要な構成要素をなす地形について行う土砂災害の防止等の措置

(2) 埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業

- ア 埋蔵文化財センター（埋蔵文化財の調査、出土文化財等の整理、収蔵、展示等を主として行うために必要な施設）の収蔵・防災及び展示設備整備
- イ 埋蔵文化財の公開を目的とした展示施設（以下「埋蔵文化財展示施設」という。）の展示設備整備

(3) 史跡等及び埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業

- ア 史跡等及び埋蔵文化財の案内板・説明板等の設置
- イ 史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業
- ウ 史跡等及び埋蔵文化財を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の公開・普及啓発事業
- エ 史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な台帳の作成・更新及び報告書が刊行された埋蔵文化財（出土品・記録類）の分類・再分類・収納・再収納等
- オ 史跡等及び埋蔵文化財を理解するために必要な模型等の製作

4. 補助対象経費

(1) 主たる事業費

①史跡等の総合的な整備に係る事業

- ア 史跡等の復元的整備工事経費
- イ 歴史的建造物等の復元工事経費
- ウ 遺構等露出保存展示施設設置工事経費
- エ 野外観察施設設置工事経費
- オ ガイダンス等施設設置工事費
- カ 設置施設等改修工事費
- キ 遺構等模型設置工事経費
- ク 便益施設等設置・改修工事費
- ケ 遺構等調査、環境整備等経費
- コ 建造物等耐震診断、耐震等対策経費
- サ 土砂災害防止対策工事等経費

②埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業

- ア 埋蔵文化財センター設備整備経費・附帯工事経費
- イ 埋蔵文化財展示施設設備整備経費・附帯工事経費

③史跡等及び埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業

- ア 案内板・説明板等設置経費

- イ 広報・資料作成及び配信等に要する経費
- ウ 体験学習会等に要する経費
- エ 台帳作成等に要する経費
- オ 模型等製作経費
- ④設計料及び監理料
- ⑤その他の工事経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

- ① 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の80%とする。
- ② 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じた額とする。

(別紙)

種	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業	主たる事業費 史跡等の復元的整備・改修工事経費 歴史的建造物等の復元・改修工事経費 遺構等露出保存展示施設設置・改修工事経費 野外観察施設設置・改修工事経費 ガイダンス等施設設置・改修工事経費 遺構等模型設置工事経費 便益施設等設置・改修工事経費 遺構等調査、環境整備等経費 建造物等耐震診断、耐震等対策経費 土砂災害防止対策工事等経費 案内板・説明板等設置経費 模型等制作経費	本工事費	委託料  工事請負費 原材料費 共済費 賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 使用料及び損料 備品購入費	〇〇試験委託	遺構等調査委託 映像ソフト作成等   除草整地など比較的簡単な作業 直営で実施する遺構調査人夫 整備事業専門技術指導 事前遺構調査委嘱の場合の謝金  パンフレット等
				〇〇調査委託	
				〇〇測量委託	
				〇〇作成委託	
				請負費	
				工事材料費	
				労災保険	
				〇〇保険	
				土工賃金	
				発掘調査員賃金	
遺物整理賃金					
〇〇委員謝金					
普通旅費					
特別旅費					
費用弁償					
印刷製本費					
消耗品費					
燃料費					
光熱水料					
通信運搬費					
手数料					
借料及び損料					
〇〇損料					
視聴覚等機器					
展示機器					
埋蔵文化財センター設備整備経費 埋蔵文化財センター附帯工事経費 埋蔵文化財展示設備整備経費 埋蔵文化財展示施設附帯工事経費	収蔵設備工事 防災設備工事 展示設備工事	工事請負費 備品購入費 工事請負費 備品購入費 工事請負費 委託料 需用費 備品購入費	請負費	収蔵用機器 請負費 防災機器 請負費 〇〇作製委託 消耗品費 視聴覚等機器 展示機器	
			備品購入費		
			請負費		
			備品購入費		
			請負費		
委託料					
需用費					
備品購入費					
広報・資料作成及び配信等に要する経費	広報・資料作成及び配信等経費	報償費	教材作成謝金	原稿執筆謝金	
			原稿執筆謝金		

			旅費 需用費  備品購入費 委託費	教材等作成費 消耗品費 印刷製本費  紹介ソフト製作委託費 発信システム開発委託費	
	体験学習会等に要する経費	体験学習会等事業 開催経費	賃金 共済費  報償費  旅費  使用料及び賃 借料 役務費  委託費 請負費 需用費  備品購入費	〇〇賃金 労災保険 〇〇保険 講師等謝金 原稿執筆謝金 会場整理等謝 金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 〇〇借上料  通信運搬費 保険料 〇〇委託費 〇〇請負費 教材等作成費 消耗品費 印刷製本費	会場整理員・補助者等   展示器具・会場・機材・車両等  参加者傷害保険・ボランティア保険料等 レプリカ・教材等製作、会場等設営造作等 同上
	台帳作成等に要する経費	台帳作成等経費	賃金 共済費  使用料及び賃 借料 委託費 需用費	〇〇賃金 労災保険 〇〇保険 〇〇借上料  〇〇委託費 消耗品費	消耗品等
	設計料及び監理料	設計料及び監理料	委託費	設計監理費 〇〇委託費	
その 他の 経 費	事務経費	事務費	旅費  需用費  役務費  使用料及び損料	普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 手数料 借料及び損料	連絡旅費 指導監督旅費  文具等 工事報告書印刷等  打合会会場借料